

2020年12月1日

PGF生命  
 ( プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル  
 生命保険株式会社 )

## 「介護保険金の受取人の変更等に関する特則」を新設

PGF生命（プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社、代表取締役社長兼 CEO 阪本 浩明）は、「介護保険金の受取人の変更等に関する特則」を新設しましたので、お知らせいたします。

「介護保険金の受取人の変更等に関する特則」では、介護保険金受取人を、介護を託したいご家族に変更することができます。従来、介護保険金受取人となることができるのは被保険者のみでしたが、本特則を付加することにより、被保険者以外の方が介護保険金を受け取ることが可能になります。なお、本特則は、次に記載の当社商品「米国ドル建終身保険（介護・認知症給付特則付）」および「認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）」において付加していただけます。

「介護保険金の受取人の変更等に関する特則」は、被保険者が介護状態になった場合のご家族の負担や、介護に対するそなえの意識の高まりを受けて誕生しました。介護保険金受取人に、“想いを託したご家族”を指定し、ご家族が介護保険金を介護費用や介護離職による介護者の収入減の補填などにおつかいいただくことで、ご家族が抱える不安を軽減することができます。必要なときに、必要な資金を、必要な人がつかうことができる「生命保険を活用した資産管理」としてご活用いただけます。

PGF生命は、今後も、すべてのお客さまに、より利便性の高い商品や質の高いサービスをご提供できるよう取り組んでまいります。

### ■対象商品(金融機関によって商品名は異なります)

米国ドル建終身保険 (介護・認知症給付特則付)	米国ドル建終身保険PG(介護タイプ)
	米国ドル建終身保険Neo(介護タイプ)
	米ドル終身(介護タイプ)
	想いの終身US(介護タイプ)
	米国ドル建終身保険PG(介護プラン)
認知症給付特則付介護 保障付一時払特別終身保険 (米国ドル建)	介護バリューUS
	米国ドル建介護終身保険Neo
	米国ドル建一時払介護終身保険PG
	悠々介護終身US
	ぬくもり介護US

なお、「米国ドル建終身保険」は、この度の改定に合わせ、株式会社投信・保険ビジネス総合研究所による第三者評価を取得しました。